社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町 1 丁目 6 番 15 号
井門神田駅前ビル 22 号室
電話：03-3526-4277　FAX：03-3526-4276
担当：見目

社会保険手続きにおける被保険者等への通知と決定通知書等の様式変更（※電子申請時）

今年 10 月から社会保険の電子申請における決定通知書等（以下、電子通知書）の様式が変更される予定です。社会保険手続きにおいて、厚生労働大臣から決定等の通知を受けた事業主は、その内容を被保険者等へ速やかに通知しなければなりませんが、事業主に交付される決定通知書は、該当者が一覧になって表示されているため、別途、被保険者向けの通知書を作成しなければなりませんでした。今回は社会保険における被保険者等への通知義務と電子通知書の様式変更の全体概要についてお伝えします。

1．社会保険手続きにおける被保険者等への通知義務とは？

事業主は、厚生労働大臣から下記の決定等の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者等に通知しなければなりません。
（健康保険法第 49 条 2 項、厚生年金保険法第 29 条 2 項）

・資格取得又は喪失　・標準報酬月額の決定又は改定　・標準賞与額の決定　等

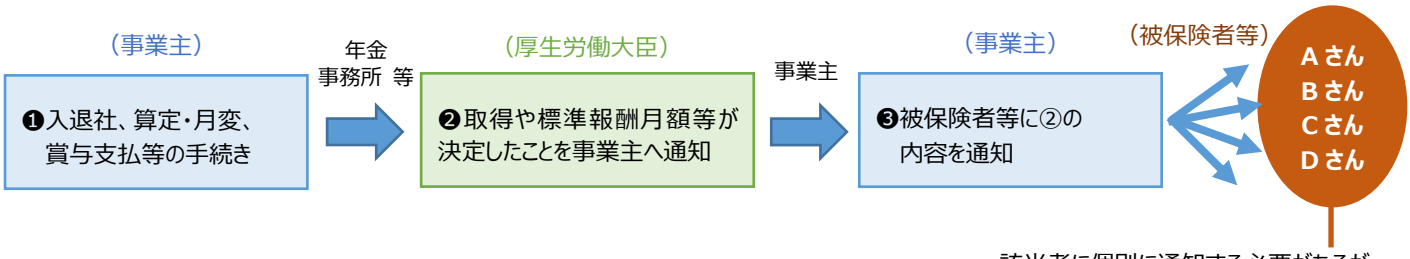

該当者に個別に通知する必要があるが・・・

【決定通知書の書式】

事業所整理記号		事業所番号
xx	ア××	999xx

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	決定後の標準報酬月額（健保）	決定後の標準報酬月額（厚年）
1	○山　×男	S50.01.01	第一種	R01.09	710　千円	620　千円
2	□川　△子	H01.12.31	第二種	R01.09	350　千円	350　千円

現行の決定通知書は、1 枚の用紙に複数人分、まとめて記載されているため、事業主が個人別に通知書等を作成等する必要がある

⇒このケースでは○山さん分、□川さん分のそれぞれの通知書が必要

2．電子申請時の決定通知書(電子通知書)の書式変更について（令和 1 年 10 月 5 日～予定）

【ポイント】・電子通知書の書式が被保険者 1 名ごとに変更になるため、新たに通知書を作成することなく、そのまま渡せる

【参 考】
https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/setsumei/20190820.html?fbclid=IwAR1OudV7mymW-bHk_O8FMQ8bOLRBKCP53R1x80Dk-rs17FmylHOCvOrdV7g

※9 月 5 日現在、新書式やその他詳細は未定となっております。分かり次第、お知らせいたします。
※今回の改正は電子申請にて手続きを行った場合になります。（※紙申請の場合は現行通り）

- 保管書類の枚数、容量増加が予想されます。電子申請を行っている場合は保管方法について見直しを行う必要があるかもしれません。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL．03-3526-4277